

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十三年四月二十六日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇二号		
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号		
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日		
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山百三十二番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山百三十一番七地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千五百三十番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十四番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十二番四地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四十七・〇	百二十七・五〇	二十一・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇	十六・〇〇〇十七・二	六・〇